

河川敷地の一時使用届出書									
令和 年 月 日 国土交通省荒川下流河川事務所 占用調整課長 あて 下記のとおり河川敷地の一時使用について届出ます。									
届 出 者	住 所								
	名 称 (会社名、学校名等)								
	氏名(代表者名)								
	届出に関する担当者 利用日当日担当者 メールアドレス		電話 電話 @						
河 川 の 名 称		荒 川 水 系 荒 川 右 ・ 左 岸							
使 用 目 的									
使 用 場 所		地先 (緊急用河川敷道路 ・ 天端 ・ その他 ())							
使 用 人 員		名							
簡易仮設物の名称、 構造及び数量		なし ・ 別添資料のとおり							
使 用 期 間 (予備日)		令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで (令和 年 月 日 () 時 分から) (令和 年 月 日 () 時 分まで)							
使用上の遵守事項 (※遵守事項及び 占用調整課長から の指導に従わなかつた場合には、以後 １年間「河川敷地の 一時使用届出書」の 受理拒否はされて も異議は申しませ ん。) □ 使用上の遵守事項を 確認しました。 (□に✓を記載)		河川の使用にあたっては、届出内容及び以下の事項を遵守します。 １．この届は排他独占的な河川使用の許可ではないことから、荒川下流河川敷利用ルールを守るとともに、他の河川利用者との利用調整を十分図り、必要な安全対策を行います。 ２．使用中は、緊急車両や他の河川敷利用者が通行できる道幅を確保します。 ３．周辺住民や他の河川利用者に迷惑をかけないよう十分注意します。苦情が出た際には、速やかに届出をした者の責任において処理します。 ４．使用中は、気象情報に留意し、出水等のおそれがある場合は使用を中止し、自らの責任において対処します。なお、簡易工作物がある場合は速やかに撤去します。 ５．後片付け等の河川の美化・河川環境保全に万全を期し、ゴミは持ち帰ります。 ６．現況の敷地を改変せずに使用します。 ７．河川管理施設を損傷した場合は、速やかに占用調整課長に届け出て、その指示に従います。また、当該河川管理施設の原状回復に要する費用は、全て当方が負担します。 ８．使用が原因し、第三者に損害を与えた場合、当方が解決にあたります。 ９．占用調整課長から指導があった場合は、その指導に従います。 １０．届出書作成にあたっての注意事項・禁止事項・上記遵守事項、指導内容に違反した場合は、使用期間中であっても直ちに受理を取り消します。							
そ の 他									

提出書類について（その他）

※この用紙を届出書と一緒に提出をしてください

下記書類を 1 部作成し、届出書と一緒に提出してください。利用内容によっては、下記以外にも資料の提出をお願いする場合があります。

用意した資料に関しては□（チェック欄）を■に塗りつぶしてください。

該当しないものに関しては□に☒を記入してください。

- 実施内容がわかる資料 下記内容を充たす実施要項等があればそれを提出しても構いません
 - 企 画 書 : 他の利用者への安全管理体制等、利用の目的
 - 位 置 図 : 利用場所の位置、範囲を印す
 - タイムスケジュール : 準備から撤収までの流れ
 - 仮 設 物 一 覧 表 : 簡易な仮設物（コーン、テント、机、椅子、仮設トイレなど現状と設置後の状況が変わるもの）として何をいくつ設置するかとその構造
 - 配 置 図 : 集合場所、誘導員、スタッフ、簡易な仮設物の位置
- 事前告知看板に関する資料
 - およそ 1 ヶ月前から設置可能です。イベントなどの届出と同時に届出することができます。
 - 看板の文面（主催者の明記）
 - 設置日時及び場所
 - 設置方法
- 占用地の許可書の写し
 - 許可書の写し
 - ※ 沿川の自治体等が管理しているグラウンドや公園、緑地、橋の下を利用する場合は、その占有者の許可を得る必要があります。占有者への申請は各自で行ってください。
 - ※ 占有者からの許可書が届出書提出時に間に合わない場合は、許可書が出来次第、速やかに写しを提出してください。
 - ※ 占有者から許可書等の書面が発行されない場合（橋の下など）は、了解をもらった日時、相手方の名前及び連絡先が分かる資料を提出してください。

河川敷地の一時使用届出書

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

国土交通省荒川下流河川事務所

占用調整課長 あて

下記のとおり河川敷地の一時使用について届出ます。

届出	住所	代表者名の記入をしてください。
河川	荒川	右
使用目的	〇〇訓練のため	
使用場所	〇〇橋～△△ (緊急用河川敷道路 天端・その他 (〇〇橋の下))	橋の下やグラウンド・公園等を集会所等として利用する場合は記入してください。 注意：占有者の許可を得る必要があります。
使用人員	名	
簡易仮設物の名称、構造及び数量	なし ・ 別添資料のとおり	テント、コーン、机、椅子、給水所、仮設トイレなどを置く場合は別添資料として仮設物一覧表を提出してください。
使用期間 (予備日)	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (火) 08時 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (火) 12時 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (金) 08時 00分から 令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (金) 12時 30分まで	
使用上の遵守事項 (※遵守事項及び占有調整課長からの指導に従わなかった場合には、以後1年間「河川敷地の一時使用届出書」の受理拒否はされても異議は申しません。) ☐ 使用上の遵守事項を確認しました。 (□に✓を記載)	河川の使用にあたっては、届出内容及び以下事項を遵守します。 1. この届は排他独占的な河川使用の許可ではない。他の河川利用者との利用調整を十分図り、必要に応じて占有調整課長からの指導を受けること。 2. 使用中は、緊急車両や他の河川敷利用者が通行できるように配慮すること。 3. 周辺住民や他の河川利用者に迷惑をかけるような行為をしないこと。迷惑をかけた場合は、届出をした者の責任において処理します。 4. 使用中は、気象情報に留意し、出水等のおそれがある場合は使用を中止し、自らの責任において対処します。なお、簡易工作物がある場合は速やかに撤去します。 5. 後片付け等の河川の美化・河川環境保全に万全を期し、ゴミは持ち帰ります。 6. 現況の敷地を改変せずに使用します。 7. 河川管理施設を損傷した場合は、速やかに占有調整課長に報告し、復旧に要する費用は、占有者が負担すること。 8. 使用が原因し、第三者に損害を与えた場合、占有者が賠償責任を負うこと。 9. 占有調整課長から指導があった場合は、その指導に従うこと。 10. 届出書作成にあたっての注意事項・禁止事項・上記事項中であっても直ちに受理を取り消します。	準備から完全撤収までの時間を記入してください。 原則、車両の乗り入れは出来ません。安全管理上又は資材(仮設物)の搬入出のため車両の乗り入れが必要な場合は、別途ご相談ください。 なお、その場合でも河川敷内に駐車はできませんので、搬入出後は速やかに退出してください。
その他		

一時使用届出書の記載要領等(その他) (令和6年4月～)

■ 注意事項・禁止事項

「届出書作成にあたっての注意事項・禁止事項(別紙2)」の内容を確認してください。

■ 提出書類

①河川敷地の一時使用届出書

②提出書類について(別紙1)

③添付書類「別紙1」に記載されている資料一覧のうち、該当するもの全て

上記3点をまとめて遅くとも利用日(ただし参加者を募集する場合は募集を開始する日)の10開庁日(土日祝日、年末年始を除く10日)前までに下記提出先あて1部提出(オンライン、メール、郵送あるいは持参でも可)

※利用範囲が広域となる場合は、主にご使用になる場所が存する窓口へご提出ください。

■ 届出書の記載方法

1. 年月日

一時使用届出書を提出するときの年月日を記載してください。

2. 届出者

(1)住所は「字〇〇番地」まで記載してください。

(2)氏名共同による届出の場合は、共同届出人の氏名をすべて列記するのが原則ですが、「〇〇〇〇外〇〇名」、「代表者〇〇〇〇」と記載しても構いません。

(3)「届出に関する担当者」には、届出の内容が確認できる方の氏名及び連絡先を記載してください。

(4)「利用日当日担当者」には、利用日当日に現地で対応する方の氏名及び連絡先を記載してください。

3. 河川の名称

河川の流れて沿って(河口に向かって)左が左岸、右が右岸です。

4. 使用目的

使用目的、方法等の概要を具体的に記載してください。

5. 使用場所

使用場所の住所又は地先名を記載してください。なお、使用場所が広範囲にわたる場合は、〇〇～〇〇等と記入し、別途添付する地図等で使用場所を明確にしてください。

6. 簡易仮設物の名称及び構造・数量

搬入又は設置する簡易な仮設物等(コーン、テント等)がありましたら、その名称と構造・数量を記載してください。

7. 使用期間

準備、後片づけを含めた期間を記載してください。

8. その他

上記以外について記載すべきことがありましたら記載してください。

■ 提出先

荒川：笹目橋～西新井橋

[戸田市・川口市・板橋区・北区・足立区（鹿浜・堀之内・江北・扇・本木・新田・宮城・小台・千住桜木地区）]

【占用調整課 利用調整窓口】

東京都北区志茂5-41-1

窓口受付時間（平日）9：45～11：30, 13：00～17：00

TEL：03-3902-2326

FAX：03-3902-7631

メールアドレス：ktr-arage-sentyou@gxb.mlit.go.jp

河川敷一時使用（その他）

届出書作成にあたっての注意事項・禁止事項

➤ 注意事項・禁止事項

- 荒川下流河川敷利用ルール※を守ること。
- 届出書様式の使用上の遵守事項を了解し、一時使用の届出を行うこと。
- 緊急用河川敷道路や天端道路は、**緊急車両や他の利用者が通行できる道幅を確保すること。**
- 他の河川利用者に迷惑をかける行為は行わないこと。
- 届出内容以外の行為は行わないこと。
- 火気の使用には十分気をつけること。
- インク、ペンキ、石灰で印、ラインを引くことはしないこと。
- 地形が変わる行為は行わないこと。
- 基本的に簡易な仮設物は占用地内のみ設置可能とします。
- 基本的に使用時間は日の出から日の入りまでとします。
- 届出後であっても、工事等により使用場所等の変更が必要になる可能性があります。

➤ 車両について

- 許可された車両以外は、『河川敷道路等』への進入はできません。
「許可された車両」とは、河川工事のための工事車両、警察や消防などの緊急用車両、河川敷内の公園等の施設管理者の車両、河川敷駐車場への乗り入れる車両です。

※ 荒川下流河川敷利用ルール（令和４年７月１日改定）

荒川下流部の河川敷（※１）を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

■ 禁止行為

- １．ゴミの不法投棄は禁止です。
- ２．たき火やゴミの焼却は禁止です。
- ３．犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
- ４．自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です（管理者の許可がある場合を除く）。

■ 危険・迷惑行為

- １．バットやゴルフクラブなどは使用しない。[危険行為]
- ２．バーベキューや煮炊きなどは行わない。[危険行為]
- ３．無人航空機及び模型航空機（ドローン・ラジコン機等）は飛ばさない。[危険行為]
ただし、指定場所を除く。また、占用地（※２）においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けている場合を除く。
- ４．他の者に迷惑をかける騒音は出さない。[迷惑行為]
- ５．２２時から翌朝６時まで花火をしない。[迷惑行為]

■ マナー

- １．自転車、歩行者等は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。
特に自転車は衝突した際、大事故につながるがあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。
- ２．河川敷の道路（※３）に自転車を止めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。

■ 適用範囲

利用ルールの適用範囲は、荒川河口から笹目橋までの約 30km 区間の河川敷（※１）です。

■ その他

自治体等による占用地（※２）には、別に定める規則・ルールがありますので、確認し、それを守ってください。

※１ 河川敷

河川敷とは、堤防を含んだ堤防と対岸の堤防に挟まれた区域で、水面を除いた範囲のことです。

※２ 占用地

占用地とは、公園・スポーツ施設、バーベキュー場等各自治体・公益団体が管理している区域のことです。

※３ 河川敷の道路

河川敷の道路とは、堤防の上の道路や坂路、緊急用河川敷道路等のことです。

なお、緊急用河川敷道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備されています。平常時は一般に開放し、多くの方々に利用されています。

いずれも自転車専用の道路ではありません。